

消防広第 308 号
令和 7 年 3 月 26 日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官
(公印省略)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱の改正について（通知）

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日消防震第 9 号）の変更、また、緊急消防援助隊が出動した令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年 9 月奥能登豪雨における課題等を踏まえ「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（平成 27 年 3 月 31 日消防広第 74 号）及び「緊急消防援助隊の運用に関する要綱」（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）について、別紙 1 及び 2 のとおり改正しましたので、通知します。

貴職におかれましては、改正内容を御理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

- 別紙 1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- 別紙 2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱
- 参考 1 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（新旧対照表）
- 参考 2 緊急消防援助隊の運用に関する要綱（新旧対照表）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

	平成27年3月31日	消防広第 74号
改正	平成28年3月30日	消防広第 80号
改正	平成29年3月28日	消防広第 93号
改正	平成31年3月8日	消防広第 35号
改正	令和2年7月17日	消防広第190号
改正	令和3年3月22日	消防広第 89号
改正	令和4年6月24日	消防広第211号
改正	令和7年3月26日	消防広第308号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第 226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第 379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第1項に規定する指定都

市及び東京都の特別区をいう。

- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。
- (4) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (5) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (6) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (7) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (8) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (9) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (10) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (11) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (12) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (13) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (14) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (15) 航空隊とは、法第30条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (16) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (17) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (18) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (19) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (20) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (21) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (22) 最大震度消防本部とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した市町村を管轄する消防本部をいう。
- (23) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府

県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

(都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前2項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項について、併せて報告するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子にメールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

（1）災害の状況

（2）活動を要望する地域

（3）要望する活動

（4）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

(応援等の要請のための市町村長の連絡)

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項について、併せて連絡するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、

これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1－2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項について、併せて連絡することができるものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1－2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2－1）。

2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式2－2）。

この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表Aに定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2－1）。

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2－2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項

及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2－3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合又は大きな被害の発生が見込まれるもののその状況が明らかではない場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3－1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め若しくは指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合又は大きな被害の発生が見込まれるもののその状況が明らかではない場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものとする。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式3－2）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

(緊急消防援助隊の出動)

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

- 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし(別記様式2-2)、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする(別記様式2-2)。
- 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知(消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。)するものとする(別記様式3-3)。

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。
- (4) 情報統括支援隊は、原則として、統括指揮支援隊と同一の消防本部が出動する。ただし、長官が他の消防本部に属する情報統括支援隊の出動が適当と認める場合は、この限りではない。

(航空小隊の基本的な出動計画)

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
 - (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。
- 2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊の輸送を任務とし、指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。

- (2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- (3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- (4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。
- 3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。
 - (1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信
 - (2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

- 第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
 - 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
 - 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
 - 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
 - 6 消防庁は、各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
 - 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
 - 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

（航空後方支援小隊の基本的な出動計画）

- 第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

（消防応援活動調整本部の設置）

- 第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。
- なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連

携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の4第6項に規定する特定災害現地対策本部、第25条第8項に規定する非常災害現地対策本部又は第28条の3第8項に規定する緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。

- 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関と緊密な連携を図ることができるところに設置するものとする。
- 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - （1）法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - （2）法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - （3）法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
 - （4）法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
- 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - （2）被災地消防本部、被災地消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - （3）緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - （5）当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - （6）第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - （7）都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - （8）消防庁への情報提供に関すること。
 - （9）その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調

整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に消防庁職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に消防庁職員を派遣するものとする。
- 4 前3項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - （2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - （3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - （5）報道機関への対応に関すること。
 - （6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（航空運用調整班の設置）

第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

（進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等）

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

（1）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（2）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（情報共有等）

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況

や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成する場合、救急特別編成部隊を編成する場合その他中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

3 部隊移動を部隊単位、中隊又は小隊単位で行った場合において、部隊移動した隊に後方支援小隊が含まれないこととなるときは、当該部隊移動した隊の活動に係る補給活動等の後方支援は、部隊移動前の都道府県大隊に属する後方支援小隊が担うものとする。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び

緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－4）。

- （6）長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－5）。

（受援都道府県の知事による部隊移動の指示）

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- （1）受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- （2）前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- （3）受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする（別記様式6－6）。
- （4）受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－7）。
- （5）受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－8）。
- （6）前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする（別記様式6－9）。
- （7）調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- （8）調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

（受援都道府県の知事による増隊要請）

第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。

（受援市町村の長による増隊要請のための連絡）

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－1）。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

(1) 活動概要（場所、時間、隊数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。

5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

(1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）

(2) 活動中の異常の有無

(3) 隊員の負傷の有無

(4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無

(5) その他必要な事項

7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の下承を得て引揚げるものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。

8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の下承を得て引揚げるものとする。

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

(帰署（所）報告)

第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(活動結果報告)

第29条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)

第30条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度6強（東京都特別区は6弱）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、迅速出動は適用しない。

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第31条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表Aのとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第34条

に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表Aに基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3-1又は3-4）を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第32条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式3-2）。

（迅速出動の中止）

第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊及び情報統括支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県の都道府県庁舎。

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあつては、町村役場。以下同じ。）

（2）統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊

震央管轄消防本部の庁舎。ただし、震央が海域の場合は、最大震度消防本部の庁舎。

（3）航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等。ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県又は最大震度消防本部の航空隊基地等。

- 2 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

- 2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、情報統括支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長、安全管理部隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

- 2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画)

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

- 2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (2) 統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
 - (4) NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。

(5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(6) 安全管理部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

(7) 救急特別編成部隊統括救急隊に関すること。

(8) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。

(9) 情報連絡体制に関すること。

(10) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。

(4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。

(5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。

(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。

(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

(8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第41条 地方自治法第 153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第 10 章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費
緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第 5 項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 消防庁において負担する経費 法第49条第 1 項に規定する経費及び援助隊政令第 5 条各号に掲げる経費

(2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第 11 章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保すると

もに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月24日消防広第211号）

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

附 則（令和7年3月26日消防広第308号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表A (震度6弱(政令市等)については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

区 分	指揮支援部隊			都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊 情報統括支援隊	指揮支援隊	別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊 全隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊 安全管理部隊	統合機動部隊	都道府県大隊 安全管理部隊		
I 最大震度7の地震の震央警報 都道府県※1に対する措置	単県※3	迅速出動 (出動準備を含む。)	別表Bにより対応する 全隊	迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
	複数県※4	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2
II 最大震度6強(東京都特別区 は6弱)の地震の震央警報都 道府県※1に対する措置	単県※3	迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備
	複数県※4	迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	出動準備
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は 5強、政令市は5強又は6弱) の地震の震央警報都道府県※1 に対する措置	単県※3	出動準備		出動準備		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備	出動準備
	複数県※4	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	出動準備
III-イ 大津波警報が発表された都道 府県に対する措置	単県※3	出動準備		出動準備		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備	出動準備
	複数県※4	出動準備		出動準備		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備	出動準備
IV 津火警報(居住 区域)が発表さ れた都道府県に 対する措置	単県※3	出動準備		出動準備		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備	出動準備
	複数県※4	出動準備		出動準備		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備	出動準備

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央警報都道府県」を「震度6都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

※3 区分I、区分II及び区分III-アの単県については、震度6弱(東京都特別区及び政令市は5強)以上が観測された都道府県が1都道府県の場合を指し、区分III-イの単県については、大津波警報が発表された都道府県が1都道府県の場合を指す。

※4 区分I、区分II及び区分III-アの複数県については、震度6弱(東京都特別区及び政令市は5強)以上が観測された都道府県が2都道府県以上の場合を指し、区分III-イの複数県については、大津波警報が発表された都道府県が2都道府県以上の場合を指す。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防局	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防局	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防局	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防局	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。
 ※統括指揮支援隊に情報統括支援隊を含む。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等							
北海道		青森県	宮城県	岩手県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	新潟県
青森県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
岩手県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
宮城県		岩手県	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県
秋田県	仙台市	岩手県	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県	
山形県	仙台市	岩手県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	岩手県	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京	新潟県	
茨城県	東京	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
栃木県	東京	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	
群馬県	東京	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県	
埼玉県	東京	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	
千葉県	東京	茨城県	埼玉県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	静岡県	
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	静岡県
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京	長野県	静岡県	静岡県
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京	長野県	
富山県	名古屋市	埼玉県	新潟県	東京	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	京都市	
石川県	名古屋市	埼玉県	富山県	福井県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	滋賀県	京都市	
福井県	京都市	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	静岡県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	
山梨県	東京	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	長野県	静岡市	浜松市	
長野県	東京	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	
岐阜県	名古屋市	福井県	京都市	富山県	石川県	長野県	静岡市	浜松市	三重県	滋賀県	
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	群馬県	千葉県	東京	川崎市	長野県	岐阜県	名古屋市	
愛知県		滋賀県	京都市	富山県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡市	浜松市	三重県
三重県	名古屋市	浜松市	京都市	滋賀県	福井県	岐阜県	大阪市	神戸市	奈良県	和歌山県	
滋賀県	京都市	福井県	兵庫県	石川県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	神戸市	奈良県	鳥取県
大阪府		京都市	兵庫県	福井県	名古屋市	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県
兵庫県	大阪市	京都市	岡山市	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県	
奈良県	京都市	滋賀県	和歌山県	岐阜県	名古屋市	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	徳島県	
和歌山県	大阪市	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都市	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山市	
鳥取県	大阪市	京都市	島根県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	広島市	香川県	
島根県	広島市	京都市	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	愛媛県	
岡山県	広島市	京都市	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	島根県	徳島県	香川県	愛媛県	
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	島根県	岡山市	山口県	香川県	愛媛県	福岡市	北九州市
山口県	広島市	愛媛県	高知県	島根県	岡山県	岡山市	広島県	福岡市	北九州市	大分県	
徳島県	大阪市	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山市	広島市	香川県	
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪市	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	愛媛県	
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山市	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県	
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山市	広島県	山口県	香川県	
福岡県		高知県	大分県	岡山市	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	宮崎県	
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県	
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	

※ 東京:東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D（出動準備航空小隊）

（第11条関係）

災害発生都道府県	出動準備航空小隊											
北海道	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
青森県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
岩手県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
秋田県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
山形県	北海道	札幌市	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	大阪市
神奈川県	宮城県	仙台市	福島県	新潟県	富山県	福井県	岐阜県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡県
富山県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	浜松市	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市
石川県	群馬県	東京都	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京都	横浜市	新潟県	山梨県	長野県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	鳥取県	岡山市
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	京都市	大阪市
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市
岐阜県	群馬県	埼玉県	東京都	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	神戸市	奈良県
愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県
三重県	埼玉県	東京都	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	兵庫県	岡山市	徳島県
滋賀県	埼玉県	東京都	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県
京都府	東京都	富山県	石川県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	高知県
大阪府	東京都	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	高知県
兵庫県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥根県	広島県	広島市	香川県	高知県
奈良県	東京都	富山県	石川県	福井県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山市	香川県	高知県
和歌山県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥取県	岡山県	広島市	香川県
鳥取県	東京都	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県
鳥根県	東京都	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県
岡山県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県
広島県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県	長崎県	熊本県	大分県
山口県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県
徳島県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	鳥取県	鳥根県	広島県	福岡市	北九州市	佐賀県
香川県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都市	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥根県	福岡市	北九州市	佐賀県
愛媛県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	鳥根県	福岡市	熊本県	宮崎県
高知県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	和歌山県	鳥取県	鳥根県	福岡市	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県
福岡県	東京都	滋賀県	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
佐賀県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	香川県	鹿児島県
長崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
熊本県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	愛媛県
大分県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥根県	岡山県	岡山市	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京都	京都市	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥根県	岡山県	岡山市	広島県	広島市	徳島県	香川県

※ 東京都：東京消防庁を示す。
※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京都、埼玉県、京都市、高知県
注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	情報統括支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		
安全管理部隊		

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊			

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	(統合機動部隊) 時 分
		(都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊 装備 小隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	中型水陸両用車: 台
		()	()	()	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】					
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台					
合 計	()	()	()	()	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊

隊

人

隊

人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名							
隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)
指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊			: 頃			:
	指揮支援隊			: 頃			:
	情報統括支援隊			: 頃			:
	航空指揮支援隊※1			: 頃			:
航空 部隊	航空後方支援小隊※1			: 頃			:
	航空小隊※1			: 頃			:
土砂・ 風水害 機動 支援 部隊	指揮隊			: 頃			: 台 重機: 台 中型水陸両用車: 台
	救助小隊						
	特殊装備小隊						
	特殊装備小隊						
	後方支援小隊						
【その他特殊な装備品の情報】							
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台							
合 計							
	指揮隊			: 頃			:
	合 計						

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

 送信時間
 ○○ 年 月 日 時 分

 都道府県消防防災主管部長
 消 防 長 } 殿

 送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	○○ 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空後方支援隊】
	【航空小隊】
	【統合機動部隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

 送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

 都道府県知事 } 殿
 市町村長 }

 送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時 分	
災害発生場所	都道府県 市区町村		
災害名			
災害の状況			
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日	時 分	

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊	応援先	進出拠点
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊		応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長 } 殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、
担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場
から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調
整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁
と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁
と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する
出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援
助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分		求め	指示
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出動先	第34条に定めるとおり		

区分 ※対象区分に●	指揮支援部隊		都道府県大隊 安全管理部隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊 情報統括支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第2 により対応する都 道府県)	(基本計画別表第3 により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	単	迅速出動	迅速出動		長官の要請に基づき必要 な隊が迅速出動 出動する隊	
I 最大震度7	複	迅速出動	迅速出動			
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	単	迅速出動			長官の要請に 基づき必要 な隊が迅速 出動する 隊	
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	複	迅速出動				

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長

殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

殿

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引揚げ決定日時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引揚げ決定した隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時※1			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時	救出場所※2	救助人数	備 考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時	救出場所※4	救助人数	備 考
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事 } 殿
緊急消防援助隊行動市町村の長 }

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

☐ 了承します。

☐ その他

部隊移動に関する意見	

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }
 送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部 隊 移 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊			

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年 月 日 時 分	
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長 } 殿

消防庁長官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部 隊 名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	情報統括支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			
安全管理部隊			

現 在 の 出 動 先	都道府県	市区町村
-------------	------	------



部 隊 移 動 先	都道府県	市区町村
-----------	------	------

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }

送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部隊移動区分	指示（指示の根拠：消防組織法第44条の3第1項）
指示日時	○○ 年 月 日 時 分
指示した隊	別添（別記様式6-6）のとおり
連絡事項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所屬	職・氏名	FAX	
	TEL			

〇〇市町村

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TEL	
統合機動部隊長	氏名		TEL	
後方支援本部	所屬		FAX	
	TEL			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TEL	
統合機動部隊長	氏名		TEL	
後方支援本部	所屬		FAX	
	TEL			

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

調整本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
直接指揮支援隊長	所屬		TEL	
	氏名			

指揮本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TEL	
統合機動部隊長	氏名		TEL	
後方支援本部	所屬		FAX	
	TEL			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所屬		TEL	
統合機動部隊長	氏名		TEL	
後方支援本部	所屬		FAX	
	TEL			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

政府現地対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

指揮支援本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所屬		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

航空

ヘリベース(HB) 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス	所屬		TEL	
HB指揮者	職・氏名		TEL	
航空指揮支援本部長	所屬		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援隊長	所屬		TEL	
	氏名			

フォワードベース(FB) 設置場所：

FB指揮者	所屬		TEL	
	職・氏名			
	所屬		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成16年3月26日	消防震第 19号
改正	平成17年3月30日	消防震第 14号
改正	平成18年2月14日	消防応第 15号
改正	平成18年6月22日	消防応第 94号
改正	平成20年7月2日	消防応第109号
改正	平成20年8月27日	消防応第152号
改正	平成24年11月28日	消防広第 95号
改正	平成26年3月26日	消防広第 75号
改正	平成27年3月31日	消防広第 74号
改正	平成28年3月30日	消防広第 80号
改正	平成29年3月28日	消防広第 93号
改正	平成31年3月8日	消防広第 35号
改正	令和2年7月17日	消防広第190号
改正	令和3年3月22日	消防広第 89号
改正	令和4年6月24日	消防広第211号
改正	令和7年3月26日	消防広第308号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 編成及び装備等の基準
- 第3章 出動
- 第4章 指揮活動
- 第5章 防災関係機関との連携
- 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第 226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第 379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (9) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (10) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (11) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (12) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (13) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。ただし、部隊移動等により同時に二以上の都道府県大隊指揮隊が必要となり、代表消防機関のみではその任務を遂行できない場合は、代表消防機関及び代表消防機関代りの指揮隊をもって編成する。
- (2) 都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成するものとする。
- (3) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (4) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (5) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (6) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (7) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第41条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」、「〇〇消防本部情報統括支援隊」と呼称する。

(統合機動部隊の編成)

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊 (ドラゴンハイパー・コマンドユニット) の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊 (大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊 (化学消防ポンプ自動車を備えたもの) を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指

揮隊をもって編成するものとする。

- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(安全管理部隊の編成)

第9条 安全管理部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 安全管理部隊指揮隊は、安全管理部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 安全管理部隊は、安全管理部隊指揮隊、消火小隊、救急小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 安全管理部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 安全管理部隊」と呼称する。

(救急特別編成部隊の編成)

第10条 救急特別編成部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとするものとする。

- (1) 救急特別編成部隊長は、救急特別編成部隊統括救急隊の中から指揮支援部隊長が指名するものとする。
- (2) 救急特別編成部隊統括救急隊は、救急特別編成部隊長の属する消防本部の指揮隊又は救急小隊をもって編成するものとする。
- (3) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊統括救急隊及び緊急消防援助隊として出動している救急中隊又はその一部をもって編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (4) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊長の属する都道府県により「(〇〇都道府県) 救急特別編成部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第11条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

- ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。
- イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第12条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(2) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(3) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(4) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第13条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び被災地消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第14条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第15条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第16条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するほか、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成し出動するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第17条 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。

なお、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第18条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。

(7) 航空消防活動の支援に関すること。

(8) 宿営場所の設営に関すること。

(9) 被害状況、部隊の活動等の記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動）

第19条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

（NBC災害即応部隊の出動）

第20条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

（土砂・風水害機動支援部隊の出動等）

第21条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

（安全管理部隊の出動等）

第22条 安全管理部隊は、原則として、当該部隊が属する都道府県の大隊と同時に出動するものとし、被災地において当該都道府県の大隊と連携して活動するものとする。

（航空部隊の出動）

第23条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

（集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等）

第24条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

（1）集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び安全管理部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

（進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第25条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

（被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務）

第26条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害

即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、被災地到着後、指揮者及び当該被災地の緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第27条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、第28条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 情報統括支援隊長は、消防応援活動調整本部の指揮支援部隊長を補佐し、被災地における災害に関する情報の管理を行うものとする。
- 5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の

管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 9 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 10 安全管理部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該安全管理部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 11 救急特別編成部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該救急特別編成部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 12 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第28条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
 - （1）第1順位 指揮支援隊長
 - （2）第2順位 都道府県大隊長
 - （3）第3順位 統合機動部隊長
 - （4）第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - （2）被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - （3）陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - （5）指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - （6）調整本部に対する報告に関すること。
 - （7）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - （8）消防庁への情報提供に関すること。
 - （9）その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第29条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- 3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (3) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (5) 消防庁への情報提供に関すること。
 - (6) その他必要な事項に関すること。
- 4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。
- 5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- 6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- 7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第30条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に消防庁職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に消防庁職員を派遣するものとする。
- 4 前3項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。
- (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第31条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
- (5) 被災地消防本部、被災地消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第32条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長、救急特別編成部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第33条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。
- 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
- 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

（活動報告等）

第34条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第18条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第35条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互、同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互及び同一安全管理部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

救急特別編成部隊に属する隊相互の無線通信は、救急特別編成部隊長の属する都道府県の主運用波を使用する。

- (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。

- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
- (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合

- ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、T E C - F O R C E（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第38条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、D M A T、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第 103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第39条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第40条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、被災地消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第41条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第42条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用

に関すること。

(6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。

(7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。

(8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。

(9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告するものとする。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第43条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第44条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第45条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年６月24日消防広第 211号）

この要綱は、令和４年６月24日から施行する。

附 則（令和７年３月26日消防広第 308号）

この要綱は、令和７年３月26日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第 35 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部 設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長 (指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

別記様式2(航空小隊を除く)

(第34条関係)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県			市区町村		
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有 ・ 無		車両・資機材の損傷	有 ・ 無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	統括指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮支援隊	隊	人	水上小隊	隊	人
	情報統括支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人			
	後方支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
		人	人	人	人	
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

別記様式2(航空小隊)

(第34条関係)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(航空小隊長)

災害名						応援 都道府県					ヘリベース					残時間	時間	分
報告者等	所屬					氏名				活動人員	パイロット 名		整備士 名		隊員 名			
	TEL					年 月 日 () 時 分現在					その他 名		計 名					
日付	出動番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出動場所 (空域)	着陸時間	着陸場所	出動搭乗 人員数	出動種別件数					搬送人員数			活動概要 (火災:散水回数・散水量を記載) (救助:救助方法を記載) (物資輸送:物資名、数量を記載)	
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助	救急	輸送		
																隊員		隊員以外
合計																		
備考																		

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」（新旧対照表）

（傍線部分は変更部分）

改訂（案）	現行
平成27年3月31日 消防広第 74号 改正 平成28年3月30日 消防広第 80号 改正 平成29年3月28日 消防広第 93号 改正 平成31年3月8日 消防広第 35号 改正 令和2年7月17日 消防広第190号 改正 令和3年3月22日 消防広第 89号 改正 令和4年6月24日 消防広第211号 <u>改正 令和7年3月26日 消防広第308号</u>	平成27年3月31日 消防広第 74号 改正 平成28年3月30日 消防広第 80号 改正 平成29年3月28日 消防広第 93号 改正 平成31年3月8日 消防広第 35号 改正 令和2年7月17日 消防広第190号 改正 令和3年3月22日 消防広第 89号 改正 令和4年6月24日 消防広第211号
目次 第1章 総則 第2章 応援等の要請 第3章 出動の求め又は指示等 第4章 受援体制 第5章 部隊移動及び増隊要請 第6章 応援等の引揚げの決定 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準 第8章 防災関係機関との連携 第9章 応援等実施計画及び受援計画	目次 第1章 総則 第2章 応援等の要請 第3章 出動の求め又は指示等 第4章 受援体制 第5章 部隊移動及び増隊要請 第6章 応援等の引揚げの決定 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準 第8章 防災関係機関との連携 第9章 応援等実施計画及び受援計画

第10章 応援に要した経費の負担区分 第11章 その他 第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第 226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第 379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。 (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。 <u>(3) 被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。</u> (4) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。 (5) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。 (6) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空	第10章 応援に要した経費の負担区分 第11章 その他 第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第 226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第 379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。 (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。 (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。 (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。 (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空
--	---

機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。

- (7) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (8) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (9) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (10) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (11) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (12) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (13) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (14) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (15) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (16) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (17) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。

機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。

- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。

(18) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。

(19) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。

(20) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。

(21) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。

(22) 最大震度消防本部とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した市町村を管轄する消防本部をいう。

(23) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

(17) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。

(18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。

(19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。

(20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。

(21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前2項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項について、併せて報告するものとする。

なお、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子にメールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1－1）。

（1）災害の状況

（2）活動を要望する地域

（3）要望する活動

（4）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1－1）。

（1）災害の概況

（2）出動を希望する区域及び活動内容

（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。 (応援等の要請のための市町村長の連絡) 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項について、併せて連絡するものとする。 <u>なお</u>、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1－2）。 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項について、併せて連絡することができるものとする。 <u>なお</u>、詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する	5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。 (応援等の要請のための市町村長の連絡) 第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかに次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1－2）。 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかに次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリ
---	--

る書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式１－２）。 ４ 前条第５項の規定は、前３項の連絡に準用する。 第３章 出動の求め又は指示等 （出動可能隊数の報告及び出動準備） 第５条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式２－１）。 ２ 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式２－２）。 この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式２－２）。 ３ 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、<u>別表Ａ</u>に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式２－１）。	により速やかに行うことができるものとする（別記様式１－２）。 ４ 前条第５項の規定は、前３項の連絡に準用する。 第３章 出動の求め又は指示等 （出動可能隊数の報告及び出動準備） 第５条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式２－１）。 ２ 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式２－２）。 この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式２－２）。 ３ 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、<u>別表Ａ－１及び別表Ａ－２</u>に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式２－１）。
---	--

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2－2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2－3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び被災地消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3－1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め若しくは指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合

4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式2－2）。

6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第2項及び第3項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式2－3）。

（長官による出動の求め、指示等）

第6条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第44条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式3－1）。

2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応

又は大きな被害の発生が見込まれるもののその状況が明らかではない場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものとする。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）

援先都道府県を指定するものとし、その後、第14条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。

4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第11条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。

5 長官は、第1項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第4章1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）する

するものとする。 (応援等決定通知) 第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を經由して行う。）するものとする（別記様式3－2）。 (都道府県知事による出動の求め又は指示) 第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。 (緊急消防援助隊の出動) 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2－2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を經由して行う。）するものとする（別記様式3－3）。	ものとする。 (応援等決定通知) 第7条 長官は、法第44条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を經由して行う。）するものとする（別記様式3－2）。 (都道府県知事による出動の求め又は指示) 第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。 (緊急消防援助隊の出動) 第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。 2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2－2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。 3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を經由して行う。）するものとする（別記様式3－3）。
--	--

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

(4) 情報統括支援隊は、原則として、統括指揮支援隊と同一の消防本部が出動する。ただし、長官が他の消防本部に属する情報統括支援隊の出動が適当と認める場合は、この限りではない。

(航空小隊の基本的な出動計画)

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県

(指揮支援部隊の基本的な出動計画)

第10条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第1位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第2位の消防本部が出動する。
- (2) 指揮支援隊は、別表Bに定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- (3) 航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

(航空小隊の基本的な出動計画)

第11条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- (1) 原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表Cに定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- (2) 原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表Dに定める災害発生都道府県

に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊の輸送を任務とし、指揮支援隊輸送航空小隊は、指揮支援隊の輸送を任務とする。

(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

(4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

(2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。

(2) 情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。

(3) 救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。

(4) 消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

(1) ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

(2) 第15条に規定する現地派遣職員の輸送

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。

2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。

3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。

- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 消防庁は、各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

- 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
- 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
- 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空隊を1隊以上確保するものとする。
- 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
- 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

第13条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第14条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が2以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第44条の2の規定に基づく調整本部を設置するものとする。

なお、被災地が1の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の4第6項に規定する特定災害現地対策本部、第25条第8項に規定する非常災害現地対策本部又は第28条の3第8項に規定する緊急災害現地対策本部をいい、</u>これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。 （1）法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員 （2）法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 （3）法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員 （4）法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 （1）被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 （2）被災地消防本部、<u>被災地</u>消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急	2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第25条第6項若しくは第28条の3第8項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、</u>これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第40条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。 （1）法第44条の2第5項第1号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員 （2）法第44条の2第5項第2号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 （3）法第44条の2第5項第3号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員 （4）法第44条の2第5項第4号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 （1）被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 （2）被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援
--	---

消防援助隊の活動調整に関すること。 (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。 (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。 (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 <u>(8) 消防庁への情報提供に関すること。</u> (9) その他必要な事項に関すること。 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。 (消防庁職員の現地派遣) 第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣	助隊の活動調整に関すること。 (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。 (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。 (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 (8) その他必要な事項に関すること。 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。 (消防庁職員の現地派遣) 第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員 <u>(以下</u>
---	---

するものとする。 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に<u>消防庁</u>職員を派遣するものとする。 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に<u>消防庁</u>職員を派遣するものとする。 4 <u>前3項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）</u>は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。 (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。 (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。 (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 報道機関への対応に関すること。 (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。 (航空運用調整班の設置) 第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。 (進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)	<u>「現地派遣職員」という。）</u>を派遣するものとする。 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に<u>現地派遣</u>職員を派遣するものとする。 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に<u>現地派遣</u>職員を派遣するものとする。 4 <u>現地派遣職員</u>は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。 (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。 (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。 (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。 (5) 報道機関への対応に関すること。 (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。 (航空運用調整班の設置) 第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。 (進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)
---	---

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、消防庁映像共有システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第18条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点から考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成する場合、救急特別編成部隊を編成する場合その他中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

3 部隊移動を部隊単位、中隊又は小隊単位で行った場合において、部隊移動した隊に後方支援小隊が含まれないこととなるときは、当該部隊移動した隊の活動に係る補給活動等の後方支援は、部隊移動前の都道府県大隊に属する後方支援小隊が担うものとする。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第19条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点から考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りではない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6－1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6－3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－5）。

第20条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式6－1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
- (3) 第1号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式6－2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式6－3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式6－5）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第21条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-8)。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。

(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。 (受援都道府県の知事による増隊要請) 第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。 (受援市町村の長による増隊要請のための連絡) 第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。 第6章 応援等の引揚げの決定 (活動終了に関する市町村長の連絡) 第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。 (都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定) 第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と	(8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。 (受援都道府県の知事による増隊要請) 第22条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする（別記様式1－1）。 (受援市町村の長による増隊要請のための連絡) 第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1－2）。 第6章 応援等の引揚げの決定 (活動終了に関する市町村長の連絡) 第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。 (都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定) 第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と
--	--

調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式４－１）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- （１）活動概要（場所、時間、隊数等）
- （２）活動中の異常の有無
- （３）隊員の負傷の有無
- （４）車両、資機材等の損傷の有無
- （５）その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。

調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式４－１）。

（指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡）

第26条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。

- （１）活動概要（場所、時間、隊数等）
- （２）活動中の異常の有無
- （３）隊員の負傷の有無
- （４）車両、資機材等の損傷の有無
- （５）その他必要な事項

4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。

当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。 (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等） (2) 活動中の異常の有無 (3) 隊員の負傷の有無 (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無 (5) その他必要な事項 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げするものとする。 (長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知) 第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助	当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げするものとする。 (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等） (2) 活動中の異常の有無 (3) 隊員の負傷の有無 (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無 (5) その他必要な事項 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げするものとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げするものとする。 (長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知) 第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊
---	--

隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－2）。 （帰署（所）報告） 第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。 （活動結果報告） 第29条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準 （迅速出動の適用条件） 第30条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度<u>6強</u>（<u>東京都特別区</u>は<u>6弱</u>）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、<u>基</u>	が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4－2）。 （帰署（所）報告） 第28条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。 2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。 （活動結果報告） 第29条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式5）を作成し、消防庁及び受援都道府県に対して、報告するものとする。 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準 （迅速出動の適用条件） 第30条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度<u>6弱</u>（<u>政令市等</u>は<u>5強</u>）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、<u>次に掲</u>
---	--

本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、迅速出動は適用しない。

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第31条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表Aのとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第34条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、情報統括支援隊、統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表Aに基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3－1又は3－4）を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第32条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知

げる場合は適用しない。

(1) 基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合

(2) 発生した地震の震央が海域の場合

(迅速出動に係る措置要求等の内容)

第31条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表A－1及び別表A－2のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第34条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。
- 3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表A－1及び別表A－2に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式3－1又は3－4）を送付するものとする。
- 4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

(迅速出動に係る応援等決定通知)

第32条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知

事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式３－２）。 （迅速出動の中止） 第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。 （迅速出動適用時の出動先） 第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。 （１）指揮支援部隊 ア 統括指揮支援隊及び情報統括支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎。<u>ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県の都道府県庁舎。</u> イ 指揮支援隊 消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。） （２）統合機動部隊、都道府県大隊及び安全管理部隊 震央管轄消防本部の庁舎。<u>ただし、震央が海域の場合は、最大震度消防本部の庁舎。</u> （３）航空小隊 震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等。<u>ただし、震央が海域の場合は、最大震度都道府県又は最大震度消防本部の航空隊基地等。</u>	事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式３－２）。 （迅速出動の中止） 第33条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。 （迅速出動適用時の出動先） 第34条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。 （１）指揮支援部隊 ア 統括指揮支援隊 震央管轄都道府県の都道府県庁舎 イ 指揮支援隊 消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。） （２）統合機動部隊及び都道府県大隊 震央管轄消防本部の庁舎 （３）航空小隊 震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等
--	--

2 大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出動する出動ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、情報統括支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長、安全管理部隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機

(迅速出動適用時の出動先の変更等)

第35条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)

第36条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式2－2）。

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第37条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機

関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

（応援等実施計画）

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- （2）統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- （3）エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- （4）NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- （5）土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関するこ

関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第38条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第9章 応援等実施計画及び受援計画

（応援等実施計画）

第39条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- （2）統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- （3）エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- （4）NBC災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- （5）土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関するこ

と。 <u>(6) 安全管理部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。</u> <u>(7) 救急特別編成部隊統括救急隊に関すること。</u> (8) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。 (9) 情報連絡体制に関すること。 (10) その他必要な事項に関すること。 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。 (受援計画) 第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。 (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。 (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。 (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関す	と。 (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。 (7) 情報連絡体制に関すること。 (8) その他必要な事項に関すること。 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。 (受援計画) 第40条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。 (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。 (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。 (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関す
---	---

る特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。

- （6）緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- （7）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- （8）航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- （9）その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（都道府県知事の事務の委任等）

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

る特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。

- （6）緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- （7）燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- （8）航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
- （9）その他必要な事項に関すること。

3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。

4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

（都道府県知事の事務の委任等）

第41条 地方自治法第153条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
- (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

削除

別表A－2（複数の都道府県において震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動）

（第5条及び第31条関係）

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備（第5条関係）及び迅速出動（第31条関係）の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分	指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
			統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
	災害により対応する 指定要員第1位の隊 全部		災害により対応する 隊数により対応する 全部		基本計画別添第2により対応する都道府県		別添Dにより対応する 全部	
Ⅰ	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
Ⅱ	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域 最大震度6強（東京都特別区 は6弱）の地震の震央管轄都 道府県 _{第1} に対する措置	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
Ⅲ-ア	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域 最大震度6強（東京都特別区 は6弱、政令市は5強又は6 弱）の地震の震央管轄都道府 県 _{第1} に対する措置	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)
Ⅲ-イ	震央が海域	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備	出動準備
	震央が陸域 最大震度6強（東京都特別区 は6弱、政令市は5強又は6 弱）の地震の震央管轄都道府 県 _{第1} に対する措置	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)	迅速出動 (出動準備を含む。)

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「震大震都道府県」に読み替える。
※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表C(第一次出動航空小隊)

(第11區)

国営航空港 運賃別	第一次出動航空小隊												
	経路別運賃保障 輸送航空小隊		情報収集航空小隊		救助・救急・輸送航空小隊等								
北海道		青森県	宮城県	秋田県	仙台市	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県	
青森県	仙台市	秋田県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	新潟県		
秋田県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	新潟県		
山形県	仙台市	秋田県	宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県			
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	秋田県	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都	新潟県			
茨城県	東京都	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県			
栃木県	東京都	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県			
群馬県	東京都	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	新潟県	山梨県	長野県			
埼玉県	東京都	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	山梨県	新潟県			
千葉県	東京都	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	横浜市	川崎市	山梨県	長野県	新潟県			
東京都		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	長野県	新潟県		
神奈川県		埼玉県	山梨県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	長野県	新潟県			
新潟県	仙台市	埼玉県	山梨県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京都	長野県	新潟県		
山梨県	名古屋市中区	埼玉県	新潟県	東京都	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	岐阜県	京都府		
石川県	名古屋市中区	埼玉県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	岐阜県	滋賀県	滋賀県	京都府			
福井県	京都府	山梨県	滋賀県	石川県	岐阜県	静岡県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大分県	神戸市		
山梨県	東京都	埼玉県	新潟県	栃木県	群馬県	横浜市	川崎市	長野県	新潟県	滋賀県			
長野県	東京都	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県	山梨県	岐阜県	静岡県	滋賀県	滋賀県			
岐阜県	名古屋市中区	福井県	京都府	山梨県	石川県	福井県	静岡県	滋賀県	滋賀県	滋賀県			
静岡県	横浜市	埼玉県	山梨県	群馬県	千葉県	東京都	川崎市	長野県	岐阜県	岐阜県			
愛知県		滋賀県	京都府	山梨県	山梨県	長野県	岐阜県	岐阜県	静岡県	静岡県	和歌山県	三重県	
三重県	名古屋市中区	滋賀県	京都府	滋賀県	福井県	岐阜県	大分県	神戸市	奈良県	和歌山県			
滋賀県	京都府	福井県	兵庫県	石川県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大分県	神戸市	奈良県			
京都府		滋賀県	兵庫県	福井県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大分県	神戸市	奈良県	鳥取県		
大分県	京都府	京都府	兵庫県	福井県	名古屋市中区	三重県	滋賀県	神戸市	奈良県	和歌山県	徳島県		
兵庫県	大分県	京都府	岡山県	三重県	滋賀県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県			
奈良県	京都府	滋賀県	和歌山県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大分県	兵庫県	神戸市	徳島県			
和歌山県	大分県	徳島県	鳥取県	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	神戸市	奈良県	岡山県			
鳥取県	大分県	京都府	鳥取県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	広島県	山口県	愛媛県		
岡山県	広島県	京都府	広島県	兵庫県	神戸市	鳥取県	鳥取県	徳島県	香川県	愛媛県			
広島県		岡山県	高知県	鳥取県	鳥取県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県	福岡県	北九州府		
山口県	広島県	愛媛県	高知県	鳥取県	岡山県	岡山県	広島県	福岡県	北九州府	大分県			
鳥取県	大分県	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	和歌山県	岡山県	岡山県	広島県	香川県			
香川県	広島県	愛媛県	高知県	大分県	福岡県	福岡県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県			
愛媛県	広島県	広島県	高知県	岡山県	岡山県	山口県	徳島県	香川県	北九州府	大分県			
高知県	広島県	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県			
福岡県		高知県	大分県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県		
佐賀県	福岡県	高知県	長崎県	広島県	山口県	愛媛県	北九州府	熊本県	大分県	宮崎県			
長崎県	福岡県	高知県	大分県	広島県	山口県	北九州府	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県			
熊本県	福岡県	高知県	大分県	広島県	山口県	北九州府	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県			
大分県	福岡県	愛媛県	高知県	広島県	山口県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県			
宮崎県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	宮崎県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県	広島県	愛媛県	北九州府	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡県	高知県	鹿児島県										

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、被選挙権支障陳述送致票小隊又は指陳支障陳述送致票小隊を示す。

別表C(第一次出動航空小隊)

(圖11-6-25)

航空機名称 運航所	第一次出勤航空小隊												
	被爆地指定病院 輸送航空小隊	機材収容航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等										
			機手長	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手
北海道	青森県	宮城県	機手長	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手	機手
青森県	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県			
機手長	仙台市	青森県	宮城県	北海道	札幌市	秋田県	山形県	福島県	栃木県	新潟県			
宮城県	機手長	山形県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	新潟県			
秋田県	仙台市	機手長	宮城県	北海道	札幌市	青森県	山形県	福島県	栃木県	新潟県			
山形県	仙台市	機手長	宮城県	青森県	秋田県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	新潟県			
福島県	仙台市	宮城県	栃木県	機手長	山形県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都	新潟県			
茨城県	東京都	栃木県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	横浜市	山形県			
栃木県	東京都	茨城県	埼玉県	宮城県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	横浜市	山形県			
群馬県	東京都	栃木県	埼玉県	茨城県	千葉県	横浜市	横浜市	新潟県	山形県	長野県			
埼玉県	東京都	茨城県	栃木県	福島県	群馬県	千葉県	横浜市	横浜市	山形県	静岡県			
千葉県	東京都	茨城県	埼玉県	福島県	群馬県	横浜市	横浜市	山形県	長野県	静岡県			
東京都	埼玉県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	横浜市	横浜市	山形県	長野県	静岡県		
神奈川県	埼玉県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	東京都	長野県	静岡県	静岡県			
新潟県	仙台市	埼玉県	富山県	宮城県	山形県	福島県	栃木県	群馬県	東京都	長野県			
富山県	名古屋市中区	埼玉県	新潟県	東京都	石川県	岐阜県	山形県	長野県	岐阜県	京都府			
石川県	名古屋市中区	埼玉県	富山県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	岐阜県	滋賀県	滋賀県	京都府			
岐阜県	京都府	富山県	滋賀県	石川県	岐阜県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大阪府	神戸市			
山形県	東京都	埼玉県	静岡県	栃木県	群馬県	横浜市	横浜市	長野県	静岡県	滋賀県			
長野県	東京都	山形県	山形県	群馬県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	滋賀県	名古屋市中区			
岐阜県	名古屋市中区	岐阜県	岐阜県	富山県	石川県	岐阜県	静岡県	滋賀県	滋賀県	滋賀県			
静岡県	横浜市	埼玉県	山形県	群馬県	千葉県	東京都	横浜市	長野県	岐阜県	名古屋市中区			
愛知県	滋賀県	京都府	富山県	山形県	長野県	岐阜県	岐阜県	静岡県	静岡県	滋賀県			
滋賀県	名古屋市中区	滋賀県	京都府	滋賀県	岐阜県	岐阜県	大阪府	神戸市	岐阜県	和歌山県			
滋賀県	京都府	岐阜県	石川県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大阪府	神戸市	岐阜県	岐阜県			
京都府	滋賀県	兵庫県	岐阜県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大阪府	神戸市	岐阜県	岐阜県			
大阪府	京都府	兵庫県	兵庫県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	滋賀県	神戸市	岐阜県	和歌山県			
和歌山県	大阪府	京都府	岡山県	三重県	滋賀県	岐阜県	和歌山県	岐阜県	岡山県	徳島県			
徳島県	京都府	滋賀県	和歌山県	岐阜県	名古屋市中区	三重県	大阪府	兵庫県	神戸市	徳島県			
和歌山県	大阪府	徳島県	高知県	三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	神戸市	岐阜県	岡山県			
高知県	大阪府	京都府	高知県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	広島県	香川県			
高知県	広島市	京都府	高知県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県			
岡山県	広島市	京都府	広島県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	香川県	愛媛県			
広島県	岡山県	岡山県	高知県	高知県	岡山県	山口県	香川県	愛媛県	福岡県	北九州市			
山口県	広島市	愛媛県	高知県	高知県	岡山県	岡山県	広島県	福岡県	北九州市	大分県			
徳島県	大阪府	愛媛県	高知県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	岡山県	広島県	香川県			
香川県	広島市	徳島県	高知県	大阪府	神戸市	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県			
愛媛県	広島市	広島県	高知県	岡山県	岡山県	山口県	徳島県	香川県	北九州市	大分県			
高知県	広島市	徳島県	愛媛県	兵庫県	神戸市	岡山県	岡山県	広島県	山口県	香川県			
福岡県	高知県	高知県	大分県	岡山県	広島市	山口県	愛媛県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	鹿児島県	鹿児島県
佐賀県	福岡市	高知県	長崎県	広島市	山口県	愛媛県	北九州市	熊本県	大分県	大分県			
長崎県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	熊本県	宮崎県	鹿児島県			
熊本県	福岡市	高知県	大分県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	宮崎県	鹿児島県			
大分県	福岡市	愛媛県	高知県	広島市	山口県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
宮崎県	福岡市	高知県	鹿児島県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
鹿児島県	福岡市	高知県	宮崎県	広島市	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県			
沖縄県	福岡市	高知県	鹿児島県	愛媛県	北九州市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県			

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 網掛けについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条関係)

兵庫県内 都道府県	出動準備航空小隊														
北海道	野馬追	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県			
愛知県	吹上郷	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県			
滋賀県	吹上郷	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県			
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市			
秋田県	群馬県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	山梨県	長野県	静岡県			
山形県	北海道	札幌市	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県			
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	山形県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市			
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市			
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市			
群馬県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	大阪市			
埼玉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市			
千葉県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市		
東京都	宮城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市	
神奈川県	宮城県	仙台市	山形県	福島県	富山県	福井県	岐阜県	静岡県	名古屋市	三重県	滋賀県	大阪市			
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	山梨県	岐阜県	静岡県	静岡県			
富山県	群馬県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	浜松市	三重県	滋賀県	大阪市	兵庫県	神戸市			
石川県	群馬県	東京	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	大阪府	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県			
福井県	埼玉県	東京	新潟県	山梨県	山梨県	長野県	静岡県	浜松市	兵庫県	奈良県	和歌山県	岡山県			
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	京都府	大阪市			
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都府	大阪市			
岐阜県	群馬県	埼玉県	東京	横浜市	川崎市	山梨県	静岡県	大阪府	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県			
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪市	神戸市	奈良県			
愛知県	埼玉県	千葉県	東京	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大阪府	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県			
三重県	埼玉県	東京	川崎市	富山県	石川県	福井県	長野県	静岡県	神戸市	兵庫県	岡山県	徳島県			
滋賀県	埼玉県	東京	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	岡山県	徳島県			
京都府	東京	富山県	石川県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山県	徳島県	香川県	高知県			
大阪府	東京	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山県	広島県	香川県	高知県			
兵庫県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	名古屋市	兵庫県	広島県	広島県	岡山県	徳島県			
奈良県	東京	富山県	石川県	福井県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山県	広島県	高知県			
和歌山県	東京	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥取県	岡山県	岡山県	広島県	香川県	高知県	
奈良県	東京	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡県	北九州市	佐賀県			
鳥取県	東京	三重県	大阪市	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡県	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県			
岡山県	東京	名古屋市	三重県	大阪市	大分県	奈良県	和歌山県	山口県	高知県	福岡県	北九州市	佐賀県			
広島県	東京	滋賀県	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	高知県	福岡県	熊本県	大分県		
山口県	東京	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	高知県	福岡県	熊本県	大分県			
徳島県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	高知県	広島県	広島県	福岡県	北九州市	佐賀県		
香川県	東京	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	和歌山県	高知県	高知県	福岡県	北九州市	佐賀県		
愛媛県	東京	滋賀県	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	高知県	高知県	福岡県	熊本県	大分県		
高知県	東京	滋賀県	京都府	大阪市	和歌山県	鳥取県	高知県	高知県	福岡県	福岡県	北九州市	大分県	熊本県	宮崎県	
福岡県	東京	滋賀県	京都府	大阪市	兵庫県	神戸市	鳥取県	高知県	高知県	高知県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県	
佐賀県	東京	京都府	大阪市	大分県	兵庫県	神戸市	鳥取県	高知県	高知県	高知県	岡山県	広島県	香川県	鹿児島県	
熊本県	東京	京都府	大阪市	大分県	兵庫県	神戸市	鳥取県	高知県	高知県	高知県	岡山県	岡山県	徳島県	香川県	
大分県	東京	京都府	大阪市	大分県	兵庫県	神戸市	鳥取県	高知県	高知県	高知県	岡山県	岡山県	徳島県	香川県	鹿児島県
宮崎県	東京	京都府	大阪市	大分県	兵庫県	神戸市	和歌山県	高知県	高知県	高知県	岡山県	岡山県	広島県	徳島県	香川県
鹿児島県	東京	京都府	大阪市	大分県	兵庫県	神戸市	和歌山県	高知県	高知県	高知県	岡山県	岡山県	広島県	徳島県	香川県
沖縄県	東京	京都府	大阪市	大分県	兵庫県	神戸市	鳥取県	高知県	高知県	高知県	岡山県	岡山県	広島県	徳島県	香川県

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊:宮城県、東京、埼玉県、京都府、高知県

注1 救援機については、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

別表D(出動準備航空小隊)

(第11条關係)

出張発着 都道府県	出動準備航空小隊														
北海道	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	長野市	長野市	長野市	長野市	長野市
青森県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	山梨県	長野県	長野市	長野市	長野市	長野市
埼玉県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	山梨県	長野県	静岡県	長野市	長野市	長野市
宮城県	北海道	札幌市	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	長野市	長野市	長野市	長野市	長野市
秋田県	茨城県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	山梨県	長野県	長野市	長野市	長野市	長野市
山形県	北海道	札幌市	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	山梨県	長野県	静岡県	長野市	長野市	長野市
福島県	札幌市	青森県	秋田県	千葉県	横浜市	川崎市	富山県	山梨県	長野県	静岡県	長野市	長野市	長野市	長野市	長野市
茨城県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
栃木県	仙台市	山形県	新潟県	富山県	石川県	長野県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
群馬県	茨城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	新潟県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
埼玉県	茨城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	新潟県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
千葉県	茨城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	新潟県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
東京都	茨城県	仙台市	山形県	福島県	新潟県	新潟県	富山県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
神奈川県	茨城県	仙台市	福島県	新潟県	新潟県	新潟県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市
新潟県	札幌市	秋田県	茨城県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	富山県	山梨県	岐阜県	静岡県	長野市	長野市	長野市	長野市
富山県	群馬県	千葉県	千葉県	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	浜松市	三重県	滋賀県	大分県	大分県	大分県	大分県	大分県
石川県	群馬県	東京都	新潟県	山梨県	静岡県	三重県	大分県	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
福井県	埼玉県	東京都	横浜市	山梨県	山梨県	長野県	大分県	大分県	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
山梨県	福島県	茨城県	千葉県	新潟県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	名古屋市	三重県	京都府	大分県	大分県	大分県
長野県	茨城県	栃木県	千葉県	横浜市	川崎市	石川県	福井県	岐阜県	大分県	三重県	滋賀県	京都府	大分県	大分県	大分県
岐阜県	群馬県	埼玉県	東京都	横浜市	川崎市	静岡県	静岡県	大分県	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
静岡県	茨城県	栃木県	新潟県	富山県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大分県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥取県
愛知県	埼玉県	千葉県	東京都	横浜市	川崎市	石川県	福井県	大分県	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
三重県	埼玉県	東京都	川崎市	富山県	石川県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	兵庫県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
滋賀県	埼玉県	東京都	富山県	山梨県	長野県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
京都府	東京都	富山県	石川県	静岡県	静岡県	浜松市	和歌山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
大阪府	東京都	石川県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
兵庫県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
奈良県	東京都	富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
和歌山県	東京都	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	静岡県	浜松市	名古屋市	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
鳥取県	東京都	福井県	名古屋市	滋賀県	奈良県	山口県	徳島県	愛媛県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	佐賀県	佐賀県	佐賀県
鳥取県	東京都	三重県	大分県	奈良県	徳島県	香川県	高知県	福岡市	北九州市	佐賀県	熊本県	大分県	大分県	大分県	大分県
岡山県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	大分県	和歌山県	山口県	高知県	福岡市	北九州市	熊本県	大分県	大分県	大分県	大分県
広島県	東京都	滋賀県	京都府	大分県	兵庫県	神戸市	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
山口県	東京都	京都府	大分県	兵庫県	神戸市	鳥取県	徳島県	香川県	高知県	熊本県	大分県	大分県	大分県	大分県	大分県
徳島県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
高知県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
福岡県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
佐賀県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
熊本県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
大分県	東京都	名古屋市	三重県	滋賀県	京都府	奈良県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
宮崎県	東京都	名古屋市	大分県	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
鹿児島県	東京都	名古屋市	大分県	兵庫県	神戸市	和歌山県	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県
沖縄県	東京都	名古屋市	大分県	兵庫県	神戸市	鳥取県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県	岡山県

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁ヘリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 編組けについては、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分	

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	情報統括支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		
安全管理部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分	

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
情報統括支援隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	
安全管理部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●	応援等の要請	増隊要請 (第 報)
送信時間	〇〇 年 月 日 時 分	

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援部隊	
航空指揮支援隊	
航空小隊	
航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2-1

(第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

都道府県消防防災主管部長		送信時間		〇〇	年	月	日	時	分
消 防 長		殿							
送付先:									
消防庁広域応援室長									

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	〇〇	年	月	日	時	分	頃
災 害 発 生 場 所	都道府県		市区町村				
災 害 名							
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇	年	月	日	時	分	
災害の状況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等				

・都道府県大隊

対 象	出動可能な全隊	一部の指定した隊
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援隊	
情報統括支援隊	
航空指揮支援隊※1	
航空部隊	
航空小隊※1	
航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	
安全管理部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		03-5253-7552
		048-500-90-49036

別記様式2-1

(第5条関係)

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

都道府県消防防災主管部長		送信時間		〇〇	年	月	日	時	分
消 防 長		殿							
送付先:									
消防庁広域応援室長									

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	〇〇	年	月	日	時	分	頃
災 害 発 生 場 所	都道府県		市区町村				
災 害 名							
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	〇〇	年	月	日	時	分	
災害の状況							
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等				

・都道府県大隊

対 象	出動可能な全隊	一部の指定した隊
編成に係る連絡事項	【隊の指定情報】	

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
統括指揮支援隊	
指揮支援隊	
情報統括支援隊	
航空指揮支援隊※1	
航空部隊	
航空小隊※1	
航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX
		03-5253-7552
		048-500-90-49036

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告書(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入 時 分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入 (統合機動部隊) 時 分 (都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊 装備 小隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	中型水陸両用車: 台
		()	()	()	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】					
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台					
合 計	()	()	()	()	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告書(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入 時 分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入 (統合機動部隊) 時 分 (都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊 装備 小隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	中型水陸両用車: 台
		()	()	()	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】					
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台					
合 計	()	()	()	()	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名							
隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)
指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		:	頃		:	
	指揮支援隊		:	頃		:	
	情報統括支援隊		:	頃		:	
	航空指揮支援隊※1		:	頃		:	
航空 部隊	航空後方支援小隊※1		:	頃		:	<航空隊名、同時出動可否>
	航空小隊※1		:	頃		:	<機体要稱>
土砂・ 風水害 機動 支援 部隊	指揮隊		:	頃		:	水陸両用バギー: 台 重機: 台 中型水陸両用車: 台
	救助小隊						
	特殊装備小隊						
	特殊装備小隊						
	後方支援小隊						
【その他特殊な装備品の情報】							
高機能救命ポート: 艇、救命ポート(船外機有): 艇、救命ポート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台							
合 計							
	指揮隊		:	頃		:	
合 計							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

※2 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なかの備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

別記様式2-2

(第5条、第9条、第36条関係)

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名							
隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)
指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		:	頃		:	
	指揮支援隊		:	頃		:	
	航空指揮支援隊※1		:	頃		:	
航空 部隊	航空後方支援小隊※1		:	頃		:	<航空隊名、同時出動可否>
	航空小隊※1		:	頃		:	<機体要稱>
土砂・ 風水害 機動 支援 部隊	指揮隊		:	頃		:	水陸両用バギー: 台 重機: 台 中型水陸両用車: 台
	救助小隊						
	特殊装備小隊						
	特殊装備小隊						
	後方支援小隊						
【その他特殊な装備品の情報】							
高機能救命ポート: 艇、救命ポート(船外機有): 艇、救命ポート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台							
合 計							
	指揮隊		:	頃		:	
合 計							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

※2 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なかの備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

(第5条関係)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

送付先:						

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇	年	月	日	時	分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】					
	【統括指揮支援隊】					
	【指揮支援隊】					
	【航空後方支援隊】					
	【航空小隊】					
	【統合機動部隊】					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

(第5条関係)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

送付先:						

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇	年	月	日	時	分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】					
	【統括指揮支援隊】					
	【指揮支援隊】					
	【航空指揮支援隊】					
	【航空小隊】					
	【統合機動部隊】					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-1

(第6条、第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }送付先:

--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃					
災害発生場所	都道府県				市区町村	
災害名						
災害の状況						
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等				石油コンビナート等	
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)			
アクションプラン又は運用計画	適用 ()				非適用	
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分					

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊		一部の指定した隊 ※下記に指定する隊	
編成に係る連絡事項				
【隊の指定情報】				
応援先	市区町村	進出拠点		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等		
指揮支援部隊	統括指揮支援隊			
	指揮支援隊			
	情報統括支援隊			
	航空指揮支援隊			
航空部隊	航空小隊			
	航空後方支援小隊			
統合機動部隊				
エネルギー・産業基盤災害即応部隊				
NBC災害即応部隊				
土砂・風水害機動支援部隊				
安全管理部隊		応援先	進出拠点	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-1

(第6条、第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }送付先:

--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日 時 分頃					
災害発生場所	都道府県				市区町村	
災害名						
災害の状況						
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等				石油コンビナート等	
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)			
アクションプラン又は運用計画	適用 ()				非適用	
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日 時 分					

・都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊		一部の指定した隊 ※下記に指定する隊	
編成に係る連絡事項				
【隊の指定情報】				
応援先	市区町村	進出拠点		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項、応援先等				
指揮支援部隊	統括指揮支援隊					
	指揮支援隊					
	航空指揮支援隊				応援先	進出拠点
	航空小隊					
航空後方支援小隊						
統合機動部隊						
エネルギー・産業基盤災害即応部隊						
NBC災害即応部隊						
土砂・風水害機動支援部隊					応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式3-2

(第7条、第32条関係)

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 } 殿
受援市町村の長

消 防 庁 長 官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとお		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式3-2

(第7条、第32条関係)

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 } 殿
受援市町村の長

消 防 庁 長 官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A = 区分)		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとお		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部	広域応援班
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX 048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長

殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名				
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)	
迅 速 出 動	適用		非適用	
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用	
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分			
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり			
連 絡 事 項				

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長

殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名				
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)	
迅 速 出 動	適用 (A = 区分)		非適用	
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用	
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分			
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり			
連 絡 事 項				

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

送達時間 ○○ 年 月 日 時 分

送付先:

消防庁長官

震央管轄都道府県			
出動区分		求め	指示
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出動先	第34条に定めるとおり		

区分		指揮支援部隊		都道府県大隊 <u>安全管理部隊</u>		航空小隊	
		総指揮支援部隊 <u>消防総支隊</u>	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●		(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第2 により対応する都 道府県)	(基本計画別表第3 により対応する都道 府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	単	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき必要 な隊が迅速出動 出動する隊	
	複	迅速出動		迅速出動			
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	単	迅速出動				長官の要請 に基づき必 要な隊が迅 速出動する 隊	
	複	迅速出動					

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

送達時間 ○○ 年 月 日 時 分

市 局
潘仲生。

消防庁長官

震央管轄都道府県			
出勤区分		求め	指示
	別表 A - 1 区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出勤先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 隊第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
最大震度7						
II	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊 のみが対象)			
最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)						
III-ア	長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づ き必要な隊が迅速 出動(統合機動部 隊のみが対象) 【出動する隊】		長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出動 【出動する隊】	
最大震度6弱(東 京都特別区は5 強、政令市は5強 又は6弱)						

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

削除

別記様式3-4

(第31条関係)

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市 町 村 長 }

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県				
出動区分		求め		指示
	別表 A - 2		区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時			
求め又は指示した隊	下表のとおり			
出 動 先	第34条に定めるとおり			

区分 ※対象区分に●	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第 2により対応する都 道府県)	(基本計画別表第 3により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東 京都特別区は5 強、政令市は5強 又は6弱)	長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527		NTT回線FAX 03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013		地域衛星FAX 048-500-90-49036

別記様式4-1

(第25条関係)

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長

殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式4-1

(第25条関係)

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長

殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式4-2

(第27条関係)

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
応援市町村の長 }送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 した 隊	別添(別記様式4-1)のとお
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式4-2

(第27条関係)

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
応援市町村の長 }送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被災地引揚げ日時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 した 隊	別添(別記様式4-1)のとお
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時 ^{※1}			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
出動日時 ^{※1}			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

別記様式5

(第29条関係)

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備 考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
計						人	

※2 救出場所：住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考：県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備 考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
計						人	

※4 救出場所：住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

別記様式5

(第29条関係)

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備 考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
計						人	

※2 救出場所：住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考：県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備 考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
計						人	

※4 救出場所：住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

別記様式6-1

(第20条関係)

部隊移動に関する意見(照会)

送達時間
〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法
第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-1

(第20条関係)

部隊移動に関する意見(照会)

送達時間
〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法
第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-2

(第20条関係)

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、
次のとおり回答します。

- ☐ 了承します。
☐ その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-2

(第20条関係)

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、
次のとおり回答します。

- ☐ 了承します。
☐ その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------

部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-3

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送達時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
応援市町村の長送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
※いずれかに●	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	情報統括支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
	統合機動部隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊
	土砂・風水害機動支援部隊
	安全管理部隊

現在の出勤先	都道府県	市区町村
--------	------	------

部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-3

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送達時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
応援市町村の長送付先:

消防庁長官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部隊移動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
※いずれかに●	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
	統合機動部隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
	NBC災害即応部隊
	土砂・風水害機動支援部隊

現在の出勤先	都道府県	市区町村
--------	------	------

部隊移動先	都道府県	市区町村
-------	------	------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-4

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-4

(第20条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消防庁長官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長

} 殿

消 防 庁 長 官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め
 又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長

} 殿

消 防 庁 長 官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め
 又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求め又は指示日時	○○	年	月 日 時 分
求め又は指示した隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	情報統括支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		
安全管理部隊		

現 在 の 出 動 先	都道府県	市区町村
-------------	------	------

部 隊 移 動 先	都道府県	市区町村
-----------	------	------

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
	統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

現 在 の 出 動 先	都道府県	市区町村
-------------	------	------

部 隊 移 動 先	都道府県	市区町村
-----------	------	------

<連絡責任者>

担当課室	氏 名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

別記様式6-7

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-7

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
部隊移動先の市町村の長 } 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県○○市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-8

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-8

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

別記様式6-9

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
応援市町村の長 }送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

別記様式6-9

(第21条関係)

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
応援市町村の長 }送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の運用に関する要綱（新旧対照表）

（傍線部分は変更部分）

改正（案）	現行
平成16年 3 月26日 消防震第 19号	平成16年 3 月26日 消防震第 19号
改正 平成17年 3 月30日 消防震第 14号	改正 平成17年 3 月30日 消防震第 14号
改正 平成18年 2 月14日 消防応第 15号	改正 平成18年 2 月14日 消防応第 15号
改正 平成18年 6 月22日 消防応第 94号	改正 平成18年 6 月22日 消防応第 94号
改正 平成20年 7 月 2 日 消防応第109号	改正 平成20年 7 月 2 日 消防応第109号
改正 平成20年 8 月27日 消防応第152号	改正 平成20年 8 月27日 消防応第152号
改正 平成24年11月28日 消防広第 95号	改正 平成24年11月28日 消防広第 95号
改正 平成26年 3 月26日 消防広第 75号	改正 平成26年 3 月26日 消防広第 75号
改正 平成27年 3 月31日 消防広第 74号	改正 平成27年 3 月31日 消防広第 74号
改正 平成28年 3 月30日 消防広第 80号	改正 平成28年 3 月30日 消防広第 80号
改正 平成29年 3 月28日 消防広第 93号	改正 平成29年 3 月28日 消防広第 93号
改正 平成31年 3 月 8 日 消防広第 35号	改正 平成31年 3 月 8 日 消防広第 35号
改正 令和 2 年 7 月17日 消防広第190号	改正 令和 2 年 7 月17日 消防広第190号
改正 令和 3 年 3 月22日 消防広第 89号	改正 令和 3 年 3 月22日 消防広第 89号
改正 令和 4 年 6 月24日 消防広第211号	改正 令和 4 年 6 月24日 消防広第211号
<u>改正 令和 7 年 3 月26日 消防広第308号</u>	
目次 第 1 章 総則 第 2 章 編成及び装備等の基準 第 3 章 出動	目次 第 1 章 総則 第 2 章 編成及び装備等の基準 第 3 章 出動

第4章 指揮活動 第5章 防災関係機関との連携 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画 第7章 その他 第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第 226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第 379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。 <u>(2) 被災地消防団とは、被災地を管轄する消防団をいう。</u> (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。 (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。 (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空	第4章 指揮活動 第5章 防災関係機関との連携 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画 第7章 その他 第1章 総則 (目的) 第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第 226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第 379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。 (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。 (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。 (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空
--	---

空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。

(6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。

(7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。

(8) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。

(9) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

(10) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。

(11) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。

(12) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。

(13) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

(14) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

(15) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

(16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。

(17) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」と

機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。

(5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。

(6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。

(7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。

(8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。

(9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。

(10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。

(11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。

(12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

(13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

(14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

(15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。

(16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」と

いう。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- （1） 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。ただし、部隊移動等により同時に二以上の都道府県大隊指揮隊が必要となり、代表消防機関のみではその任務を遂行できない場合は、代表消防機関及び代表消防機関代りの指揮隊をもって編成する。

- （2） 都道府県大隊は、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成するものとする。

いう。)の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- （1） 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。

(3) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。

(4) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

(5) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。

(6) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。

(7) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第41条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

(1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

(2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。

(3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊及び情報統括支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援

(2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。

(3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。

なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。

(4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。

(5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。

(6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(指揮支援部隊の編成)

第4条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第38条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

(1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。

(2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。

(3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部

隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」、「〇〇消防本部情報統括支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- （3）統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- （4）統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）統合機動部隊」と呼称する。
- （5）統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第5条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- （2）統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- （3）統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- （4）統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）統合機動部隊」と呼称する。
- （5）統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

（エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成）

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- （1）エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

る。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

る。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(安全管理部隊の編成)

第9条 安全管理部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 安全管理部隊指揮隊は、安全管理部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 安全管理部隊は、安全管理部隊指揮隊、消火小隊、救急小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 安全管理部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 安全管理部隊」と呼称する。

(救急特別編成部隊の編成)

第10条 救急特別編成部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとするものとする。

- (1) 救急特別編成部隊長は、救急特別編成部隊統括救急隊の中から指揮支

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

援部隊長が指名するものとする。

(2) 救急特別編成部隊統括救急隊は、救急特別編成部隊長の属する消防本部の指揮隊又は救急小隊をもって編成するものとする。

(3) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊統括救急隊及び緊急消防援助隊として出動している救急中隊又はその一部をもって編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(4) 救急特別編成部隊は、救急特別編成部隊長の属する都道府県により「(〇〇都道府県) 救急特別編成部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第11条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガ

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガ

ス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第12条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、

ス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、

おおむね次のとおりとする。

(1) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(2) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(3) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(4) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいず

おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等 5 人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいず

れかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第13条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び被災地消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に

れかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に

連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。 (航空指揮本部の設置) 第14条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害情報の収集に関すること。 (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。 (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。 (後方支援本部の設置) 第15条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。 (2) 後方支援体制の確立に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。	連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。 (航空指揮本部の設置) 第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。 2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 被害情報の収集に関すること。 (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。 (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。 (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。 (後方支援本部の設置) 第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。 2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。 (2) 後方支援体制の確立に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
--	--

(4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。 (5) 物資等の搬送計画に関すること。 (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。 (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。 (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。 (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。 (都道府県大隊の出動) 第16条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示する<u>ほか、迅速かつ的確な活動が行えるよう、対応する災害の状況、気象状況、道路・交通の状況等被災地における諸事情を勘案し、適切な車両及び装備等を備えた隊を柔軟に編成し出動する</u>など、必要な措置を講じるものとする。 (指揮支援部隊の出動) 第17条 統括指揮支援隊、指揮支援隊、航空指揮支援隊<u>及び情報統括支援隊</u>は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。 なお、<u>統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は</u>、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。 (統合機動部隊の出動等)	(4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。 (5) 物資等の搬送計画に関すること。 (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。 (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。 (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。 (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。 (都道府県大隊の出動) 第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。 (指揮支援部隊の出動) 第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊<u>及び</u>航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、<u>原則として、航空小隊による輸送により</u>出動するものとする。 (統合機動部隊の出動等)
---	--

第18条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第19条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第20条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、N

第16条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第17条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第18条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NB

BC災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第21条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独に出動するものとし、被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(安全管理部隊の出動等)

第22条 安全管理部隊は、原則として、当該部隊が属する都道府県の大隊と同時に出動するものとし、被災地において当該都道府県の大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第23条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第24条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、

C災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第19条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独に出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第20条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、

大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県にに応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊及び安全管理部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決

定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

（2）進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（3）宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

（4）出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決

大津波警報、津波警報及び津波注意報が発表されている場合は、被災地に出勤する出勤ルートについて、津波による二次災害に留意し、進出するものとする。

なお、道路の状況等により、出勤途上において出勤ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第25条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、出勤途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長及び安全管理部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第26条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応

なお、道路の状況等により、出勤途上において出勤ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出勤途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応

部隊長、NBC災害即応部隊長、<u>土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長</u>は、被災地到着後、指揮者及び<u>当該被災地の</u>緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。 (1) 被害状況 (2) 活動方針 (3) 活動地域及び任務 (4) 安全管理に関する体制 (5) 使用無線系統 (6) 地理及び水利の状況 (7) その他活動上必要な事項 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。 第4章 指揮活動 (指揮体制) 第<u>27</u>条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。	部隊長、NBC災害即応部隊長<u>及び</u>土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び<u>第25条に規定する</u>緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長<u>(以下「指揮支援本部長」という。)</u>に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。 (1) 被害状況 (2) 活動方針 (3) 活動地域及び任務 (4) 安全管理に関する体制 (5) 使用無線系統 (6) 地理及び水利の状況 (7) その他活動上必要な事項 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。 第4章 指揮活動 (指揮体制) 第<u>24</u>条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。
--	---

2 指揮支援隊長は、<u>第28条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）</u>として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。 <u>4 情報統括支援隊長は、消防応援活動調整本部の指揮支援部隊長を補佐し、被災地における災害に関する情報の管理を行うものとする。</u> <u>5</u> 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>6</u> 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>7</u> エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>8</u> N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>9</u> 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>10 安全管理部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮</u>	2 指揮支援隊長は、<u>指揮支援本部長</u>として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。 <u>4</u> 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>5</u> 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>6</u> エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>7</u> N B C 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C 災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。 <u>8</u> 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
--	---

支援本部長の管理の下で、当該安全管理部隊の活動の指揮を行うものとする。

11 救急特別編成部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該救急特別編成部隊の活動の指揮を行うものとする。

12 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第28条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。

- （1）第1順位 指揮支援隊長
- （2）第2順位 都道府県大隊長
- （3）第3順位 統合機動部隊長
- （4）第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- （1）被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- （2）被災地消防本部、被災地消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
- （3）陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。

- （1）第1順位 指揮支援隊長
- （2）第2順位 都道府県大隊長
- （3）第3順位 統合機動部隊長
- （4）第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- （1）被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- （2）被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
- （3）陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。 (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。 (6) 調整本部に対する報告に関すること。 (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。 <u>(8) 消防庁への情報提供に関すること。</u> (9) その他必要な事項に関すること。 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。 (緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)	(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。 (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。 (6) 調整本部に対する報告に関すること。 (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。 (8) その他必要な事項に関すること。 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を行うものとする。 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。 (緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)
---	--

第29条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

（2）航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

（3）調整本部に対する報告に関すること。

（4）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

（5）消防庁への情報提供に関すること。

（6）その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

（2）航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

（3）調整本部に対する報告に関すること。

（4）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

（5） その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

（消防庁職員の現地派遣）

第30条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に消防庁職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に消防庁職員を派遣するものとする。

4 前3項の規定により派遣された消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

（2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

（3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

（4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

（5）報道機関への対応に関すること。

（6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

第31条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

（1）被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

（2）都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

（3）緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

（4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。

（5）報道機関への対応に関すること。

（6）被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

（都道府県大隊本部の設置）

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。 (2) 隊員の安全管理に関すること。 (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。 (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。 (5) 被災地消防本部、<u>被災地</u>消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。 (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。 (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。 (8) その他必要な事項に関すること。 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。 (現地合同調整所の設置) 第<u>32</u>条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、<u>安全管理部隊長、救急特別編成部隊長</u>、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。	2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。 (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。 (2) 隊員の安全管理に関すること。 (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。 (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。 (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。 (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。 (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。 (8) その他必要な事項に関すること。 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。 (現地合同調整所の設置) 第<u>29</u>条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
--	---

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。 (情報共有等) 第33条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置、<u>消防庁映像共有システム</u>等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。 (活動報告等) 第34条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。	4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。 (情報共有等) 第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、<u>支援情報共有ツール</u>、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。 (活動報告等) 第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
--	---

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び被災地消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、安全管理部隊長及び救急特別編成部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第18条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6	2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6
--	---

項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第35条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。

(7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互、<u>同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互及び同一安全管理部隊に属する隊相互</u>の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。 <u>救急特別編成部隊に属する隊相互の無線通信は、救急特別編成部隊長の属する都道府県の主運用波を使用する。</u> (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。 (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。 (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。 (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。 (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。 (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。 ア 応援要請を行う場合 イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合 ウ 新たな災害が発生した場合	(7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互<u>及び</u>同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。 (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。 (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。 (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。 (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。 (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。 (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。 ア 応援要請を行う場合 イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合 ウ 新たな災害が発生した場合
---	--

エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。 第5章 防災関係機関との連携 (防災関係機関等との連絡調整等) 第36条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。 (実動関係機関との連携) 第37条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。 なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。 (医師等との連携) 第38条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第 103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。 (調整本部等における防災関係機関との連携) 第39条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮	エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。 第5章 防災関係機関との連携 (防災関係機関等との連絡調整等) 第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。 (実動関係機関との連携) 第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。 なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。 (医師等との連携) 第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第 103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。 (調整本部等における防災関係機関との連携) 第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮
--	--

本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。 (消防機関との連携) 第40条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、被災地消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画 (指揮支援実施計画) 第41条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の編成及び出動体制に関すること。 (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。 (3) 関係機関との活動調整に関すること。 (4) 現地合同調整所への参画に関すること。	本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。 (消防機関との連携) 第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。 第6章 指揮支援実施計画及び受援計画 (指揮支援実施計画) 第38条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。 2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。 (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。 (3) 関係機関との活動調整に関すること。 (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
--	---

(5) 情報連絡体制に関すること。 (6) 通信支援小隊との連携に関すること。 (7) その他必要な事項に関すること。 3 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊、指揮支援隊及び情報統括支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。 (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。 (3) 情報連絡体制に関すること。 (4) その他必要な事項に関すること。 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。 (消防本部の受援計画) 第42条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。	(5) 情報連絡体制に関すること。 (6) 通信支援小隊との連携に関すること。 (7) その他必要な事項に関すること。 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。 (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。 (3) 情報連絡体制に関すること。 (4) その他必要な事項に関すること。 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。 (消防本部の受援計画) 第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
--	--

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告するものとする。

第7章 その他

（消防本部等の訓練）

第43条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入に係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

（消防本部等の訓練）

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消

防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。 (緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗) 第44条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。 (その他) 第45条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。	防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。 (緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗) 第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。 2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。 (その他) 第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。
--	--

別表（主運用波の割当て）

（第 35 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

別表（主運用波の割当て）

（第 32 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

止瀉散

東京対策本部(立派な構想 陸上・航空)					
NIT西園	TEL	03-3257-7827	FAX	03-3253-7532	
靖国公園事務所	TEL	90-49013	FAX	90-49036	
靖国公園西園	TEL	03-300-90-49013	FAX	03-300-90-49036	
メールアドレス					kkanaka@1300.nic.ad.jp

〇〇都道府県		設置場所：	
〇〇県外第〇本部	TEL	FAX	
NIT 課長	TEL	FAX	
酒店防犯課長	TEL	FAX	
検査課長	TEL	FAX	
アルコール課			
本部長	氏名	TEL	
航空運送課長	所属	TEL	
		FAX	

調整本部		設置場所：	
NTT西横	TEL		
通商貿易課	TEL		
経済産業局	TEL		
メールアドレス			
本部長	氏名		
	所属		
	氏名		

〇〇市町村		設置場所：	
災害対策本部	TEL		FAX
NTT支店	TEL		FAX
消防防災無線	TEL		FAX
地球化学情報	TEL		FAX
メールアドレス	氏名	TEL	
本部長			

指 揮 本 部	TEL	設置場所：
NTP 座 席	TEL	
演 説 司 員 座 席	TEL	
地 球 真 理 座 席	TEL	
メー ル ア ド レ ス		
本 部 長	氏 名	

上海消防援助隊

〇〇都道府県大衆					TEL
大部長		所属			
副会長		氏名			
副会長		所属			TEL
部長		氏名			
部長		所属			
後援支援本部		TEL			FAX
※ 〇〇 TEL 〇〇					

〇〇都道府県大連			
所屬	TEL		
大連長			
氏名			
所屬	TEL		
総合振興部部長			
氏名			
所屬	FAX		
TEL			
協力支団本館			

(〒番号入力欄)

TEL		所屬	大藏省
TEL		所屬	綜合機動部部長
FAX		所屬	後方支援本部

所屬	TEL
大 隊 長	
所屬	TEL
結 合 機 動 部 隊 長	
所屬	FAX
TEL	
後方支援本部	
TEL	

委託現場調査員	担当者名	TEL.

TEL	TEL	FAX
TEL	TEL	FAX
TEL	TEL	FAX
メールアドレス	TEL	

池田支援本部		設置場所：	
NTT関係	TEL		FAX
高松地区関係	TEL		FAX
地域振興関係	TEL		FAX
メールアドレス			
所属	TEL		
池田支援部長	氏名		
池田支援部長補佐	氏名		

指図支援本部		設置部署：	
TEL	TEL	FAX	
清原真樹	TEL	FAX	
橋本真樹	TEL	FAX	
メルアドレス			
指図支援本部	所属	TEL	
指図支援部長	氏名		

航程

設置番号:					
ヘルプース(HB)					
NIT回線	TEL	FAX			
通話料負担者	TEL	FAX			
通話料負担先	TEL	FAX			
メールアドレス		TEL			
HB担当者	所属		TEL		
	職名				
担当部署(支店・課)	所属		TEL		
(担当部長・課長)	氏名				
航空券発着 係担当者	所属		TEL		
	氏名				

氏名	TEL
所属	
航空機方受 機務長	

別記様式1

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

消防庁

東京対策本部(広域連携班 幹上・兼役)			
NTT西園	TEL 03-3253-7877	FAX 03-3253-7532	
建設院西園	TEL 90-49013	FAX 90-49036	
地球資源西園	TEL 049-900-90-49013	FAX 049-900-90-49031	
メールアドレス	kkaneda0119@nccn.go.jp		

〇〇都道府県		設置場所：	
営業所兼本部	TEL		FAX
NTT直轄	TEL		FAX
酒店及び舞妓	TEL		FAX
特殊乗用車用			
アルコールレス			
氏名	TEL		
本部長	所属	職 氏名	
執行課副課長	TEL	FAX	

調整本部		設置場所：	
NTT国庫	TEL		
消防防災無線	TEL		
地球表裏無線	TEL		
メーシアドレス			
本部長	氏名		
	所属		
	氏名		
奥田和雄文庫部長			

〇〇市町村		設置場所：	
災害対策本部	TEL		FAX
NIT 避難	TEL		FAX
消防防災機関	TEL		FAX
地域連携組織	TEL		FAX
メールアドレス	氏名		TEL
本部長			

TEL	
TEL	
TEL	
メールアドレス	
本部長	氏名

緊急消防援助隊
陸上

〇〇都道府県大衆	
大衆長	TEL
副大衆長	TEL
後方支援本部	FAX

〇〇都道府県大塚		TEL	
大塚長	所属		
氏名	所属	TEL	
総合運動部長	氏名		
所属	所属	FAX	
後方支援本部	TEL		
〒100-0001			

大塚 大蔵長	TEL
結合機動部隊長	TEL
後方支援本部	FAX
NAME	

〇〇建設産業大業	
大業長	TEL
綜合機動部部長	TEL
機方文庫本館	FAX
CASH	

現地調査員		
調査場所	調査氏名	TEL

	FAX
TEL	
TEL	FAX
TEL	
TEL	FAX
Eメールアドレス	
代表者	TEL

振替支援本部		設置場所:	
NTT東横	TEL		FAX
通商貿易課	TEL		FAX
通商貿易課	TEL		FAX
メールアドレス			
振替支援部長	所属		TEL
出庫支援部長	氏名		

振替支援本部		設置場所:	
NTT東横	TEL		FAX
通商貿易課	TEL		FAX
通商貿易課	TEL		FAX
メルアドレス			
振替支援部長	所属		TEL
出庫支援部長	氏名		

航空

設置場所:			
ヘルプデスク	TEL		FAX
NTT回線			
通話料金無償	TEL		FAX
増設装置増設	TEL		FAX
メールアドレス			
HB関係者	所属	TEL	
	職名		
経営企画室・総務課	所属	TEL	
ICT推進室・環境系	氏名		
航空地方支	所属	TEL	
機務課	氏名		

氏名	TEL	
所属		
航空力学 機務長		

別記様式2(航空小隊を除く)

(第34条関係)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県		市区町村			
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	統括指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮支援隊	隊	人	水上小隊	隊	人
	情報統括支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	救急小隊	隊	人			
後方支援小隊	隊	人	合計	隊	人	
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
翌日の活動予定	宿営場所	名称	所在地			
	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
活動内容						
報告者	消防本部		氏名			
	TEL					

別記様式2(航空小隊を除く)

(第31条関係)

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県		市区町村			
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	統括指揮支援隊	隊	人	通信支援小隊	隊	人
	指揮支援隊	隊	人	水上小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	後方支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助	救急	合計	
	件数	件	件	件	人	
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件	件	件	人	
宿営場所	名称	所在地				
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分				
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部		氏名			
	TEL					

